

岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則

別表 1

1 建築物(建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。)

公共的施設		特定公共的施設
1 医療施設	1 病院又は診療所 2 はり・きゅう施術所その他これに類するもの	全てのもの
2 商業施設	1 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全てのもの
	2 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 3 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの 4 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が 300 m ² 以上のもの
	5 マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類する遊戯施設 6 展示場	用途面積が 500 m ² 以上のもの
3 宿泊施設	ホテル又は旅館	用途面積が 300 m ² 以上のもの
4 社会福祉施設	1 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 2 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	全てのもの
5 体育施設	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	用途面積が 1,000 m ² 以上のもの
6 文化施設	博物館、美術館又は図書館	全てのもの
7 官公庁施設	国、地方公共団体又は第 12 条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(他の項に掲げる公共的施設を除く。)	全てのもの
8 教育施設	1 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学又は高等専門学校 2 専修学校その他これらに類する施設	全てのもの
9 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの
10 環境衛生施設	1 公衆浴場 2 公衆便所	全てのもの

	3 火葬場	
11 駐車施設	一般公共の用に供される自動車車庫(駐車場施行令第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。)	用途面積が 500 m ² 以上のもの
12 共同住宅等	1 棟当たりの戸数が 51 戸以上の共同住宅又は居室の数が 51 以上の寄宿舎若しくは下宿	全てのもの
13 公共事業を営む事務所等	社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公益的団体の事務所	用途面積が 300 m ² 以上のもの
14 複合施設	他の項に掲げる施設が 2 以上混在する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が 1,000 m ² 以上のもの

2 公共交通機関の施設

公共的施設		特定公共的施設
公共交通機関の施設	次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (1) 鉄道事業法による鉄道施設 (2) 自動車ターミナル法によるバスターミナル	全てのもの

3 道路

公共的施設		特定公共的施設
道路	道路法第 2 条第 1 項に規定する道路	全てのもの

4 公園等

公共的施設		特定公共的施設
公園等	1 都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園 2 児童福祉法第 40 条に規定する児童遊園 3 博物館法の適用のある動物園又は植物園 4 1 から 3 までに掲げる公共的施設以外の公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が 2,500 m ² 以上のもの	全てのもの

5 路外駐車場

公共的施設		特定公共的施設
路外駐車場	駐車場法第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場(道路法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する自動車駐車場、都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設又は建築物を除く。)	自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上のもの